

# 総合事業における サービスコードについて

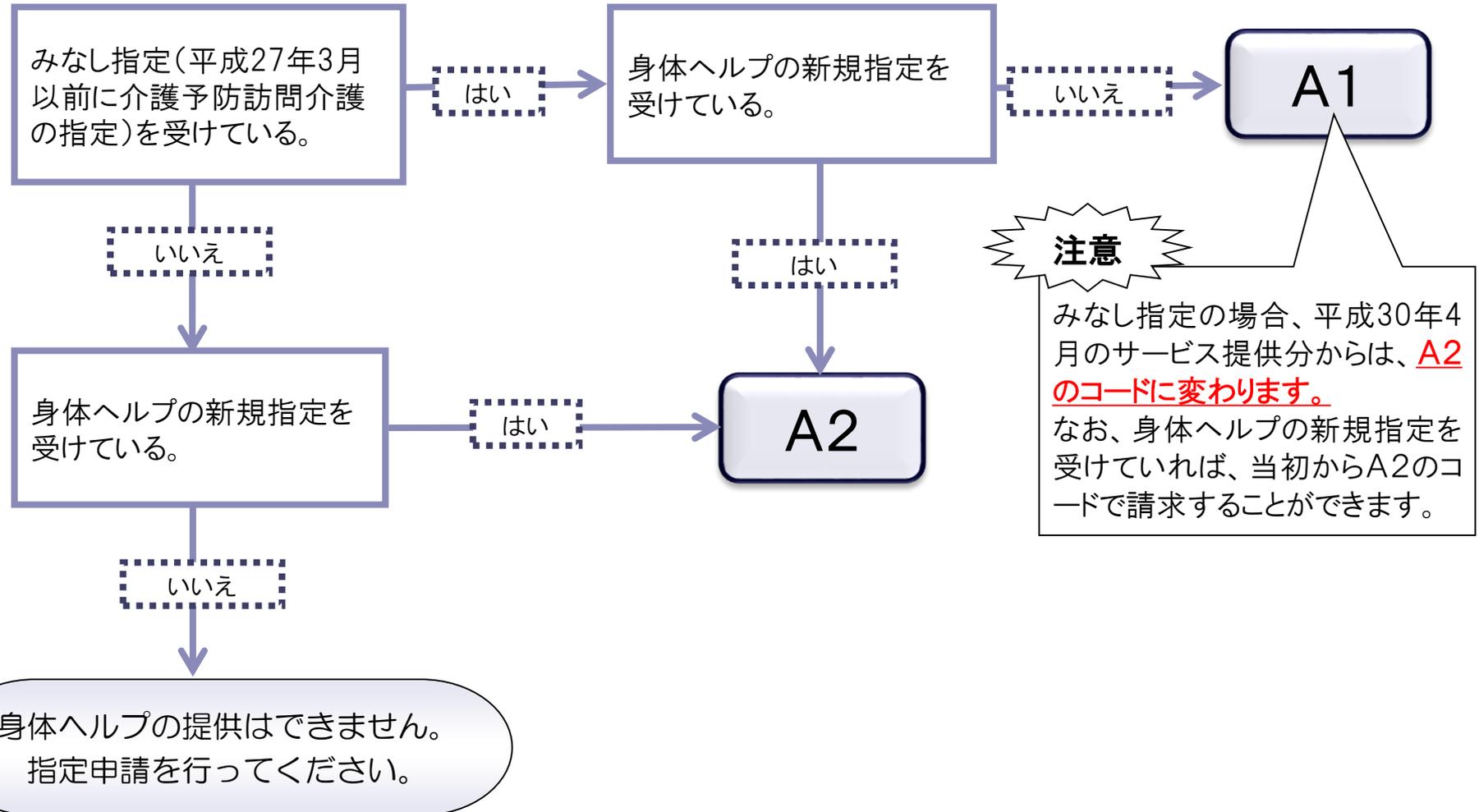
## 請求時のサービスコードについて（訪問型サービス）①

サービス区分	サービスの種類	サービスコード種類
現行相当サービス	身体援助訪問サービス(身体ヘルプ) (みなし指定)	<b>A1</b>
	身体援助訪問サービス(身体ヘルプ)	<b>A2</b>
サービスA	元気援助訪問サービス(元気ヘルプ)	<b>A3</b>
	生活援助訪問サービス(生活ヘルプ)	<b>A3</b>

- 身体ヘルプのみなし指定を受けている事業所であっても、身体ヘルプの新規指定を受けている場合は、「A2」で請求することができる。
- 元気ヘルプと生活ヘルプは、サービスコード種類が両方とも「A3」となっているので、注意すること。（サービスコード項目はそれぞれで設定）

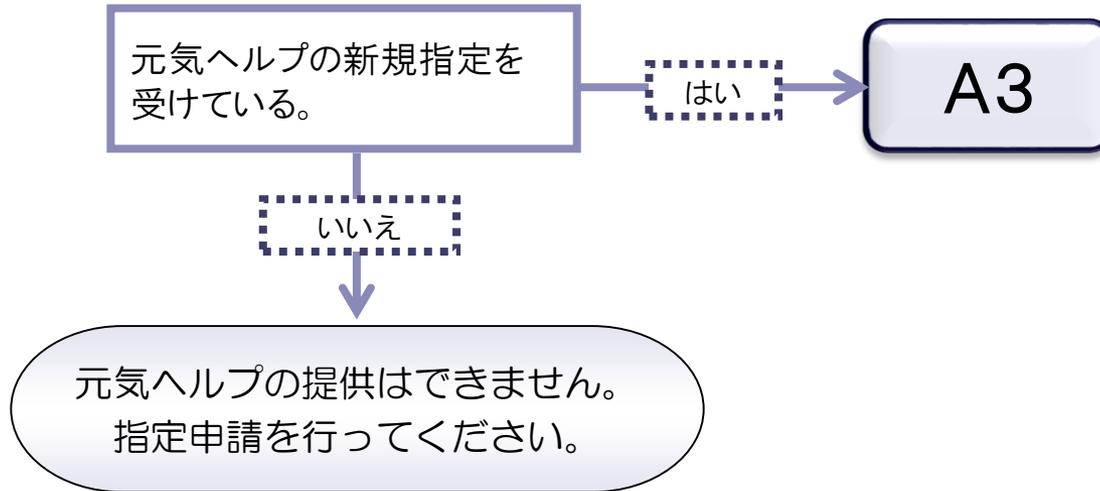
# 請求時のサービスコードについて（訪問型サービス）②

## 【現行相当サービス:身体ヘルプ】

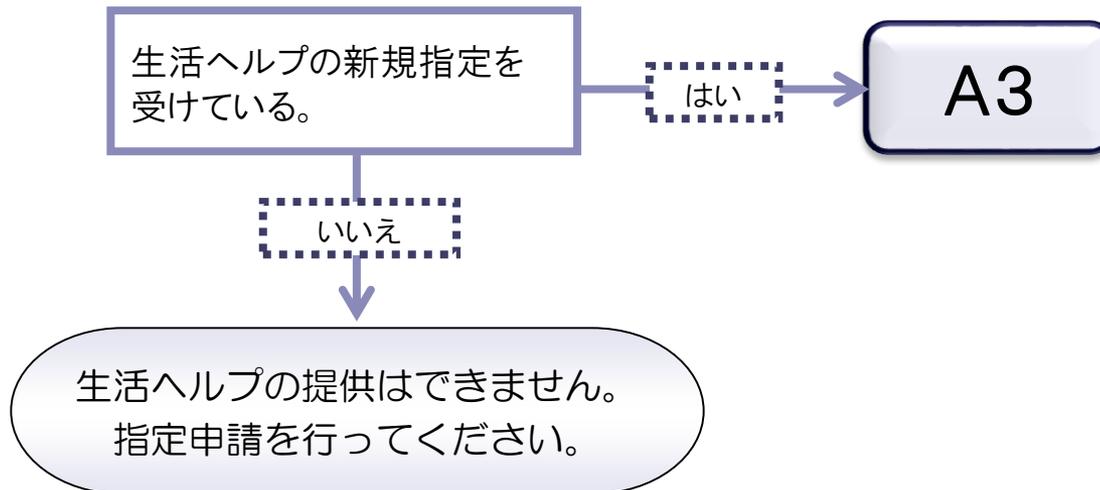


# 請求時のサービスコードについて（訪問型サービス）③

## 【サービスA:元気ヘルプ】



## 【サービスA:生活ヘルプ】



## 請求時のサービスコードについて（通所型サービス）

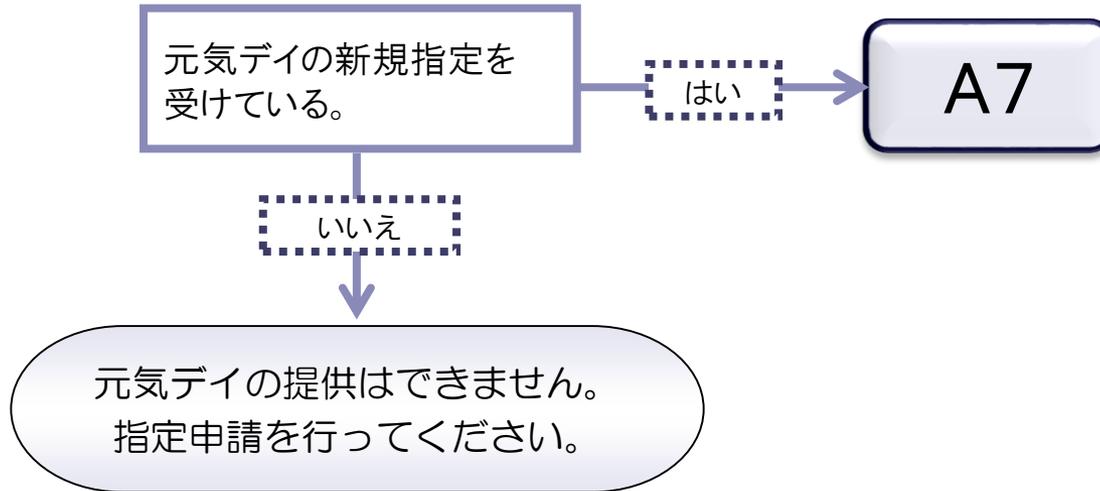
サービス区分	サービスの種類	サービスコード種類
現行相当サービス	介護予防通所サービス(予防デイ)（みなし指定）	<b>A5</b>
	介護予防通所サービス(予防デイ)	<b>A6</b>
サービスA	元気向上通所サービス(元気デイ)	<b>A7</b>
	短期集中通所サービス(集中デイ) ※平成29年6月より	<b>A7</b>

- 予防デイのみなし指定を受けている事業所であっても、予防デイの新規指定を受けている場合は、「A6」で請求することができる。
- 元気デイと集中デイは、サービスコード種類が両方とも「A7」となっているので、注意すること。（サービスコード項目はそれぞれで設定）

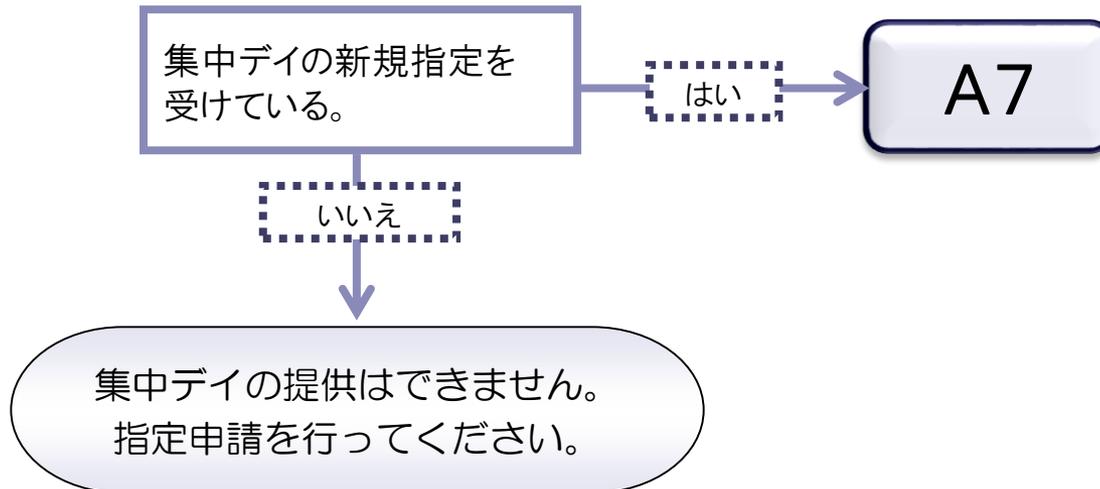


# 請求時のサービスコードについて（通所型サービス）③

## 【サービスA:元気デイ】

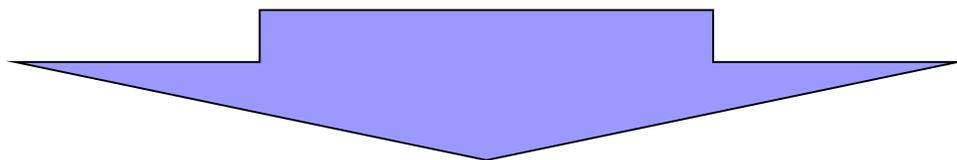


## 【サービスA:集中デイ】





A3とA7コードは国保連合会で利用者の負担割合とサービスコードの突合審査を行わないため、利用者負担割合とサービスコードが異なっていた場合でも請求は通り、国保連合会から支払いが行われる。



誤って通った請求については、久留米市から各サービス事業者に給付費請求取消依頼の案内を送付予定。(平成29年夏以降)

